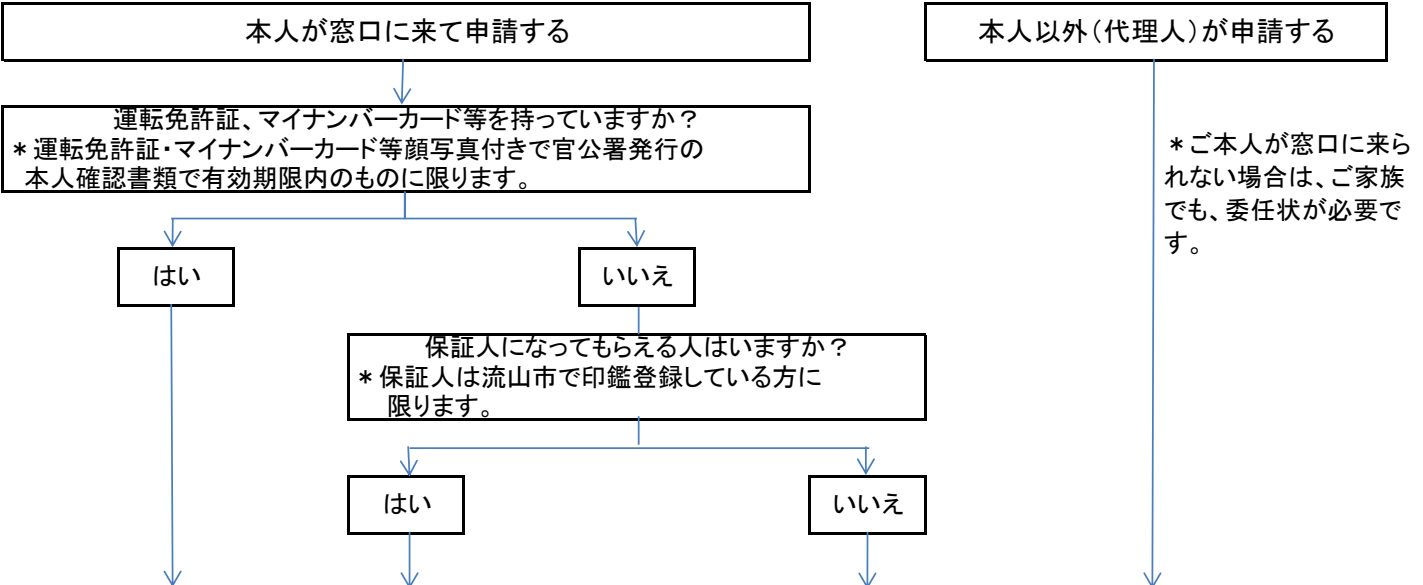


『印鑑登録のご案内』

- 登録できる人** 流山市に住民登録している15歳以上の方。※意思能力を有しない方は登録できません。
- 登録できるところ** 流山市役所市民課・各出張所
- 登録手数料** 300円
- 登録方法フローチャート**



①	②	③	④
免許証等による方法	保証人をたてる方法	照会書による方法	代理人による申請
◎ 即日登録できます	◎ 即日登録できます	× 即日登録できません	× 即日登録できません
□登録に必要なもの ・登録する印鑑 ・運転免許証・マイナンバーカード等 (顔写真付きで官公庁発行のもの)	□登録に必要なもの ・登録する印鑑 ・本人確認書類(保険証等) 詳細は下段* ・申請書の保証書欄に保証人が署名し、保証人の登録印を押印したもの(用紙は市役所・出張所にあります) *保証人は流山市で印鑑登録している方に限ります。	□登録に必要なもの ・登録する印鑑 ・本人確認書類(保険証等) 詳細は下段*	□登録に必要なもの ・登録する印鑑 ・委任状 *書き方は裏面参照 ・代理人の本人確認書類 詳細は下段*

※①、②は即日登録し、印鑑登録証(カード)が発行されます。印鑑証明書もその日に発行できます。

★本人確認書類

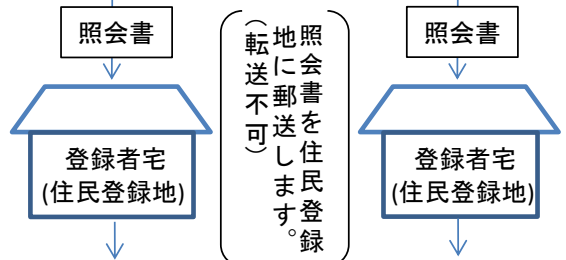
本人が窓口に来て、即日登録する場合(上記フローチャート①の場合)は、必ずAの本人確認書類が必要です。②～④の場合はB2点でも確認可能です。全て有効期限内のものに限ります。

*****1点でよいもの*****

- A 官公署発行の顔写真入身分証(運転免許書・マイナンバーカード・旅券・顔写真付住基カード・身体障害者手帳・運転経歴証明書【H24. 4. 1以降に発行したもの】等)

*****2点以上必要なもの*****

- B 健康保険証・年金手帳・年金証書・介護保険証・社員証・氏名及び生年月日等が確認できるもの



照会書を申請した窓口へ持参する	
本人が来庁	□登録に必要なもの ・登録する印鑑 ・回答書(照会書と一緒にしています。) ・本人確認書類(保険証等)
代する人が来庁	□登録に必要なもの ・回答書兼委任状(照会書と一緒にしています。) ・代理人の本人確認書類(免許証等)

※③、④は後日回答書を持参した日に、印鑑登録証(カード)が発行されます。印鑑証明書はその日に発行できます。

■印鑑登録について

- ・登録できる印鑑は、1人1個です。
- ・ひとつの印鑑を、他の人と共用することはできません。
- ・印鑑の大きさ、材質等に制限があります。

次のような印鑑は登録できませんので、ご注意ください。

- 住民基本台帳に記載してある「氏」「名」を表していないもの
- 職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの
- 印影の大きさが、8mm四方の正方形より小さいもの、及び25mm四方の正方形より大きいもの
- ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- 印影を鮮明に表しにくいもの・輪郭が欠けているもの
- 逆さ彫りのもの(文字が凹んで白くなるもの)
- 外国人の方 通称名・カナ併記名での印鑑の登録を希望されている場合は、別途、通称名登録・カナ併記名登録が必要です。
住民票の登録名・通称名・カナ併記名のうち、それぞれの一部を組み合わせた印鑑では登録ができません。

※登録する印鑑についてご不明な点がある場合は、事前にお問い合わせください。

■印鑑登録手数料について

- ・印鑑登録手数料が、300円かかります。
- ・印鑑登録証(カード)が交付されます。カードは大切に保管してください。

■印鑑登録後の窓口での印鑑登録証明書交付について

- ・印鑑登録証(カード)がないと、ご本人でも印鑑登録証明書の交付が受けられませんので、必ずお持ちください。

■印鑑証明書交付場所

- ・市役所市民課(第一庁舎1階①番窓口)
- ・東部出張所
- ・江戸川台駅前出張所
- ・南流山出張所
- ・おおたかの森市民窓口センター

見本

- * 代理人に委任するときは必ず委任状が必要です。
- * 委任状は委任する本人が作成してください。(便箋等にご記入ください。)

委 任 状

住所 流山市平和台1-1-1
代理人 氏名 流 山 太 郎
生年月日 昭和64年1月1日

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

[委任事項]

- ・印鑑登録申請
- ・印鑑登録廃止申請
- ・印鑑登録証亡失届

本人が必ず自筆で署名

令和 年 月 日

住所 流山市平和台2-2-2
委任者 氏名 流 山 花 子
生年月日 昭和12年12月12日

(宛先)流山市長

委任する事項
を具体的に
選んでご記入
ください